

更新日	ご質問	回答
-	<p>サービス事業者提供の「受注者向け合同説明会」ですが、既に同サービス事業者より新潟県の電子契約を問題無く行っております。 新潟県版とは何か違いがあり、説明会に参加した方がよろしいのでしょうか。</p>	<p>提供サービスについては、新潟県版と同一のものとなります。 説明会の参加につきましても、任意となりますので貴社内でご確認ください。</p>
-	<p>電子契約事務フローでは落札決定～電子契約までのフローですが、電子契約後、工事書類等（着手届や工程表）の提出は今まで通りの紙ベースでの運用となりますでしょうか。 もしくは、新潟県と同じく工事完了書類まで基本電子運用となりますでしょうか。</p>	<p>工事書類等（着手届・工程表）の提出については、現行通り紙ベースでの運用となります。</p>
-	<p>変更契約時も新潟県の場合は都度電子契約利用同意書を提出しておりますが（委託契約を除く）、事務フロー（変更契約）を見る限り、小千谷市の場合は当初契約時に提出した電子契約利用同意書が当該工事が完了するまで有効と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 当該同意書の提出については、当初契約時のみを予定しています。</p>